

総行行第166号
国不入企第2号
令和2年7月7日

各都道府県入札契約担当部局長
各都道府県財政担当部局長
各都道府県会計管理者
各指定都市入札契約担当部局長
各指定都市財政担当部局長
各指定都市会計管理者

殿

総務省自治行政局行政課長
(公印省略)

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長
(公印省略)

令和2年7月豪雨の被災地域での建設工事等における
予定価格の適切な設定等について

公共工事及び公共工事に関する調査・設計・測量等の業務に係る予定価格の適切な設定については、「公共工事の円滑な施工確保について」(令和2年1月31日付け総行行第24号・国土入企第47号)等において、市場における労務及び資材等の最新の実勢価格を適切に反映させつつ、実際の施工に要する通常妥当な経費について適正な積算を行うことを、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第20条第2項に基づき要請してきたところです。

被災地域では、調達環境の変化や作業条件の制約等により、現行の積算基準をそのまま適用することが適当でない場合が考えられることから、公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)第7条第1項第2号の規定に基づき、見積書を積極的に活用して積算する等、施工地域の実態に即した実勢価格等を機動的に把握し、適切な予定価格の設定に努めるようお願いいたします。

また、工事費の精算に当たっても、直接工事費の材料単価の変動については、いわゆる単品スライド条項を適切に実施するとともに、遠隔地からの建設資材調達や地域外からの労働者確保に伴う設計変更による請負代金額の変更等、適切な支払いに努めるようお願いいたします。併せて、調査・設計・測量等の業務についても、同様に取り扱うようお願いいたします。

貴都道府県におかれては、被災地域の状況にも配慮しつつ、貴都道府県内の市区町村(指定都市を除く。)に対しても、この旨周知願います。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

(参考) 公共工事の品質確保の促進に関する法律 (平成17年法律第18号) (抄)

(発注者等の責務)

第七条 発注者は、基本理念にのっとり、現在及び将来の公共工事の品質が確保されるよう、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、公共工事等の仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事等の監督及び検査並びに工事等の実施中及び完了時の施工状況又は調査等の状況 (以下「施工状況等」という。) の確認及び評価その他の事務 (以下「発注関係事務」という。) を、次に定めるところによる等適切に実施しなければならない。

一 (略)

二 入札に付しても定められた予定価格に起因して入札者又は落札者がなかったと認める場合において更に入札に付するとき、災害により通常積算方法によっては適正な予定価格の算定が困難と認めるときその他必要があると認めるときは、入札に参加する者から当該入札に係る工事等の全部又は一部の見積書を徴することその他の方法により積算を行うことにより、適正な予定価格を定め、できる限り速やかに契約を締結するよう努めること。

三～九 (略)

2～5 (略)